

2012.12

PL Report <2012 No.9>

国内の PL 関連情報

消費者安全調査委員会が発足

(2012 年 10 月 1 日 日本経済新聞他)

消費者の身の回りで起きる製品事故や食品被害などの原因を究明する消費者安全調査委員会(事故調)が 10 月 1 日発足した。

調査にあたっては事業者からの報告徴収や立入などの権限を持ち、結果に基づき内閣総理大臣に対して勧告や意見具申ができる。

事故調は非常勤の委員 7 人で構成され、審議会形式をとる合議制の組織となっている。各委員には独立した職権があたえられ、生命身体に関する消費者事故について調査・原因究明し、その結果を評価検討し事故の拡大・未然防止を図る。調査の対象となる分野は運輸安全委員会が担当する航空・鉄道・船舶を除く「製品」、「食品」、「施設」、「役務」(サービス)など幅広く対応する。

事故調は 11 月 6 日消費者庁内で 2 回目の会合を開き、2006 年に東京都港区で起きたエレベーターによる死亡事故など 5 件を、発足後初の調査対象に選定した。

ここがポイント

消費者安全調査委員会(以下「事故調」といいます。)は、平成 21 年 5 月 28 日の「消費者庁関連三法案に対する付帯決議(参議院)」で「…独立した調査機関のあり方について法制化を含めた検討を行う…」とされ、「事故調査機関のあり方に関する検討会」で論議され平成 23 年 5 月の同検討会の「取りまとめ」により方向性が固まった調査機関です。この検討の背景には、ガス瞬間湯沸器事故、エレベーター事故、こんにやくゼリー事故などさまざまな事故があったとされています。

事故調は委員 7 人、その下に専門員 30 名、事務局 21 人で構成されています。

事故調の特徴としては以下があげられます。

- ・運輸安全委員会の対象以外の生命身体事故等を調査対象とし、対象範囲が広い。
- ・「選定指針」※に沿って事故調査を調査委員会が自ら行い、結果を踏まえて事故の拡大・未然防止を図る。※公共性(再発可能性)、被害の程度、事故の規模、多発性、消費者の回避可能性、高齢者等の要配慮者への集中の各要素を総合的に勘案して判断
- ・関係者への聞き取りや立ち入り検査の権限を持ち、拒否すれば罰則もある。
- ・発生・拡大防止等のため内閣総理大臣に対する勧告・意見具申、関係行政機関の長に対する意見具申を行う。
- ・事故原因調査の申し出制度があり、申出者は事故被害者に限定されない。

消費者庁によると、上記「事故原因調査の申し出制度」に寄せられた件数は 11 月 8 日時点ですでに約 270 件に及び、そのうち申請受付を行ったものが 27 件となっています。(※申請を受付後、調査が必要かを事故調にて検討。)

一方、発足段階から事故調の運営には、以下のようにいくつかの課題が指摘されています。

- ・市場の消費者問題の解決機関として、消費者委員会との間の業務重複の懸念
- ・刑事事件の可能性がある場合の警察の捜査権との調整問題、特に、証拠の取扱いや保全をめぐる衝突の可能性があること

・事故被害者を中心とする社会からの情報公開要求にどの様に対処するかという問題
このように、いくつかの課題は指摘されているものの、強力な権限をもった公的な調査機関が発足したことにより、今後、製品による消費者事故対応の進展が期待されます。

一方、事故調は関係者に対して聞き取りや立ち入り検査の権限があり、事故調の判断により非公開で調査が開始される場合もあることから※、事業者が突然に調査のための資料の提供を要請されることも考えられます。※実際に、事故調の2回目委員会で初回調査対象製品のうち2製品は調査に支障があるとの判断で非公開になっている。

これらも踏まえれば、事業者においては、特に以下のような点に留意しつつ製品安全管理態勢を確立するとともに、定期的にその機能を評価し、必要に応じて見直しを行う取組みが一層重要となると考えられます。

- ・製品苦情や事故情報等、自社製品に関する不具合情報を遅滞なく把握・分析のうえ、的確に対応するとともに、各種の記録についても確実かつ適正に保管する体制の確立
- ・消費者庁や（独）製品評価技術基盤機構（NITE）等で公開される同種製品等の事故情報の把握・分析
- ・自社製品の不具合情報や同種製品の事故情報の分析結果を踏まえ、自社製品の設計等に反映させる仕組み

強力な洗浄剤等の移替えによる事故の防止について

（2012年11月2日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構）

10月19日深夜に東京メトロ丸の内線車内で発生した、洗浄剤を入れた蓋つきアルミ缶の爆発事故を受けて、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）は事故の再現実験結果を発表するとともに同種の製品の取り扱いについての注意喚起を行った。

発表によれば、一般に強力な洗浄剤には汚れを落とすために反応性の強い薬品（強い酸性またはアルカリ性を示す）が含まれており、それらの薬品が容器のアルミニウムと反応して爆発に至るという。再現実験では、業務用洗浄剤 400ml を入れて密閉したアルミニウム容器を放置したところ約3時間30分後に爆発した（容器内部は樹脂コートにより保護されているためアルミニウムが反応するまでに時間が掛かる）。内部の樹脂コートをはがした容器では約32分後に爆発したほか、蓋を開けた容器では約7時間後に内容物があふれ出ることが確認された。

なお、該当の洗浄剤の容器には「他の容器に移して使用しない」「他の容器に移し替える場合は、弊社指定の容器に移す」旨の注意書きが明記されていた。

このため NITE では、下記のような注意喚起を行った。

- ・業務用に限らず洗浄剤等の中には強い酸性・アルカリ性のものがあるので、指定された容器以外の別の容器に移さない。
- ・化学反応には時間が掛かるので、少し入れてみて変化がないからといって大丈夫と判断しない。
- ・製品に記載されている安全上の注意表示をよく読んで、「他の容器に移して使用しない」などの禁止事項を必ず守る。

ここがポイント

洗浄剤（あるいは漂白剤）の事故としては、塩素系と酸性系の液を混合することによる塩素ガス発生による中毒の事例がよく知られており、家庭用品品質表示法により「液性（弱酸性、アルカリ性、中性等）と成分」とともに「特別注意事項：まぜるな危険」の表示が義務付けられています。また、行政、業界（キッチン・バス工業会等）あるいは製造事業者のホームページ等によっても注意喚起がなされています。

今回の爆発事故の該当品についても、上述のように洗浄液を容器に移す際の禁止・指示表示がされていたということですが、結果的に使用者らにはその情報が理解されていなかったことになります。このような事故事例と原因（洗浄剤とアルミニウムの化学反応という直接原因に加えて、禁止・指示表示が理解されていないという間接的な原因）が明らかになった以上、事業者としては、本件を使用者の予見困難な誤使用として扱うのではなく、下記のような対策を含めた検討が必要と考えられます。

① 注意表示の改善

- ・他の容器に移さない」「専用容器を使用」等の禁止・指示表示に加えて、その表示を守らないと生じる危害の可能性“化学反応による爆発”を強調する注意表示（リスクの程度により“危険！”あるいは“警告！”のシグナルワードと共に）の追加。
- ・使用者の注意を惹きつけるような、文字の字体・大きさ・色および表示位置の検討。
- ・店頭販売ではPOP等で、通信販売では商品紹介の写真、価格表示と同一画面にこれらの注意表示を掲示する。

② 業務用と家庭用の取扱区分の明確化

- ・店頭販売では商品の展示場所、通信販売ではカタログ・商品検索等のレイアウトにおいて一般・家庭用商品と業務用商品を区分し混在させない。

③ 中性洗浄剤の導入促進

- ・中・長期的には、アルカリ性・酸性洗浄剤と同様の洗浄効果を持ち、適切なコストの中性洗浄剤を開発し市場に展開することにより、商品の持つハザード（危険源）そのものを排除する。

平成 23 年度輸入食品監視指導結果

(2012 年 9 月 19 日 厚生労働省医薬食品局)

厚生労働省医薬食品局食品安全部は、本年 9 月 19 日付けで平成 23 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び監視統計を次の通り公表した。「輸入届出件数約 210 万件のうち、91,330 件のモニタリング検査を行った結果、違反件数は 156 件であった。企業による自主検査を含めると、輸入食品に関する法令違反の違反件数は 1,257 件あり、主だった違反内容と件数は、微生物規格 230 件、残留農薬 226 件、有害・有毒物質および病原微生物 225 件、添加物 208 件、残留動物用医薬品 133 件、器具、容器包装規格 82 件等であった。」

ここがポイント

今回の公表に寄れば、国による輸入食品モニタリング検査による食品衛生法等の違反率は 0.17%（違反数 156 件／検査数 91,330 件）であり、違反した場合には積み戻しや廃棄等の措置が取られます。しかし、モニタリング検査は抜き取りにより実施されており、違反食品の一部が市場に流通し、加工原料や商品として販売される可能性は否定できません。実際に市場に出荷した後に、輸入食品に由来する微生物や添加物の混入が原因となり製品回収を行う事案も発生しており、企業として自ら安全な食品輸入のために管理を行うことが重要となります。

厚生労働省は、輸入食品監視指導計画で輸入者に対し求めている加工食品に関する基本的指導事項を具体化し、輸入加工食品の自主衛生管理の推進および安全性の向上を目的に「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（以下、「輸入加工食品ガイドライン」）を策定しています。その中で、輸入者に対して以下の事項を輸出国の製造者に対して確認するよう求めており、確認方法としては、文書による確認のほか現地調査、駐在員の設置、試験検査等により必要な確認を行い、製造者の作成する原材料記録、製造記録、HACCP 関

連記録を活用することとされています。

- ①輸出国の規制内容および製造者の遵守状況（輸出国の法令、施設の登録制度、輸出許可制度が日本の関係法令等に定める基準と同等以上であり、加工業者が遵守していること等）
- ②原材料の受入れ段階の管理状況（日本の基準に合致した原料、添加物を使用すること等）
- ③製品の製造・加工段階の管理状況（施設設備、防虫防鼠、廃棄物、排水、要員の衛生管理等）
- ④製品の保管・輸送・流通段階の管理状況（車両の管理、保存基準、食品以外の貨物との混載状況等）

また、当該ガイドラインには、輸入した食品に食品衛生上の問題が発生した場合の回収方法、関係行政機関への報告等の手順を定めることや、輸出国の製造者に対する日本の食品衛生規制についての教育や指導、意識レベルの共有化を図ること等も盛り込まれています。

今回の監視指導結果も踏まえれば、事業者においては、自社が取扱う輸入食品について、輸出国の製造事業者に対して厚生労働省の「輸入加工食品ガイドライン」において定められた事項の確認を進めるとともに、ワーストシナリオも想定した上で、輸入食品の管理態勢全般を点検し、必要に応じ見直しを図ることが重要となります。

海外の PL 関連情報

連邦最高裁がカナダ企業に対する州の裁判管轄権を否定

米国の連邦最高裁判所は、本年 10 月 9 日、個人用船舶の事故に関して、カリフォルニア州の個人用船舶の完成品製造業者が、同船舶に組み込んだ燃料タンクを製造したカナダの部品製造業者に対するカリフォルニア州の裁判管轄を認めるよう訴えていた訴訟において、「カナダの部品製造業者は、部品である燃料タンクを商流にのせ供給はしたものの、特に意図的に裁判地であるカリフォルニア州法の保護と受益をうける行為は行っておらず、一般に裁判管轄を認める条件である”Stream of commerce plus”（商流＋α）を満たさない」として、同部品製造業者に対してカリフォルニア州の裁判管轄は及ばない旨を判示した。

ここがポイント

本件は個人用船舶が爆発し、乗船していた 9 名の加州住民が受傷した事故であり、当該船舶の製造業者がカナダの部品製造業者に対して請求訴訟を起こしていましたが、部品製造業者が裁判管轄の不在を主張し、カリフォルニア州の控訴審にて 7 月 16 日裁判管轄の不在が認められていました。

個人用船舶製造業者は、この州裁判所の判断を不服とし、連邦最高裁に対し「カナダの部品製造業者は、個人用船舶に組み付けられ、当該州にも販売され、使用されることについて実際に知りながら供給契約を交わし、事実過去 5 年間数万という燃料タンクを供給し、当該州にも販売され使用されたにもかかわらず、直接カリフォルニア州へ製品を輸送、販売、宣伝しなかったことにより裁判管轄から免れるのは不当」として連邦最高裁へ上訴していました。

州裁や連邦下級審レベルでは、裁判管轄に関する過去の判例の独自解釈に基づき、「商流＋α（”Stream of commerce plus”）」の適用を柔軟に解釈し、裁判管轄を比較的容易に認める判決も散見される点については、本紙 2012 年 7 号の「オレゴン州最高裁判所が台湾バッテリー充電器メーカーの対人裁判管轄を容認」や 2011 年 6 号「米国における外国企業に対する裁判管轄に関する判決動向」において報じたとおりです。

本件においては、こういった傾向とは異なり、隣国の多国籍企業グループであるカナダ企業に対し、「単に当該州で消費されるかもしれないという認識」だけでは「商流+α」を満たさないとし、対人裁判管轄を認めていません。本件をもって裁判管轄に関する解釈の基準や方向性が固まってきたとはいえないものの、特に連邦最高裁レベルにおいて、「商流+α」の適用について相対的に厳格な解釈を行っていることが注目されます。

外国企業への裁判管轄問題は米国において活動する本邦企業にも影響を与える問題であり、引き続き留意が必要と考えられます。

CPSC が洗濯洗剤の 1 回使い切りパックに関する注意喚起を公表

米国消費者製品安全委員会は、本年 11 月、2010 年頃から米国市場で発売され急速に普及している洗濯用液体洗剤の 1 回使い切りパック（Single-Load Liquid Laundry Packets）について、主に子供の誤飲により、意識障害、呼吸障害等を含む傷害事故が 2012 年だけで 500 件も発生しているとして、特に子供の誤飲防止の観点からその使用・管理について、CPSC のホームページ等において公式に注意喚起を行った。

ここがポイント

洗濯用液体洗剤の 1 回使い切りパック（Single-Load Liquid Laundry Packets）は液体の洗濯用洗剤の 1 回使用分を水溶性の材質でパックしたもので、米国では複数のメーカーから同種製品が発売されています。洗濯の際に計量等の手間がなく、水溶性の材質でパックされておりそのまま洗濯機に投入できることから普及しています。同種製品には、緑、青、赤、黄などカラフルなものも多く、その形状やカラフルさが結果として子供にキャンディー等であるかのような誤解を生じさせ、誤飲事故等の急増につながっているといわれています。

さらに、今回の注意喚起において CPSC は洗剤の毒性について強調しており、今回の注意喚起の背景には、事故数の多さに加え、この種の製品は「毒性を含む物質について子供の注意を引きやすい形で提供」されており、リスクが高いとの認識があるものと考えられます。

なお、洗濯用液体洗剤の 1 回使い切りパックについては、従来からそのリスクへの懸念が示され、本年 5 月には洗剤等の家庭用品を提供する大手メーカーが、子供へのリスクを考慮して製品デザインの大幅な変更を公表しています。また、本年 10 月には米国疾病予防管理センター（CDC）が同種製品による事故状況（2012 年 5 月～6 月）に関する調査報告書を公表したこともあり、リスクに関する議論がさらに高まり、最近では消費者団体が CPSC に対して具体的な規制強化を求めるまでに至り、その動向が注目されています。

本件では製品の形状・素材・色が事故の増加要因となっているものと考えられますが、本件も踏まえれば、特に子供が接触する可能性のある製品を提供する製造事業者においては、製品の企画・開発段階において、製品事故を可能な限り防止する観点からリスクアセスメントを確実に実施し、製品の形状・素材・色等の要素も含め十分な検討を行うことが重要となります。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」や「製品安全に関する事業者ハンドブック」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
- ・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサル
ティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012